

令和6年監査公表第9号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和6年7月22日

半田市監査委員 沢田 清

住民監査請求について

令和6年5月20日付けで請求人から提出のありました、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（3枚）その1.」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和6年5月20日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和6年5月20日付け、「住民監査請求書（3枚）その1.」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。

本件について、市監査委員の沢田清への陳述の機会を設けていただくよう依頼します。

1. 請求の趣旨

請求人が作成した令和6年3月18日付けの「住民監査請求書（8枚）再提出」を市監査委員の西川承と沢田清の二人で、令和6年5月16日付けの「住民監査請求について」で次の判断をしています。

- i. 監査委員西川と岩田は除斥されたことから監査することができない。→西川と岩田に支給分について
- ii. 議事録は適切に作成されており、違法性は認められない。
- iii. 「局長の給与の支払い」は、市監査委員（西川と沢田）の合議により、措置の

必要性は認められないことから、理由がないので却下する。

上記の判断 ii. と iii. について、西川委員が判断に加わっていますが、西川委員は、この判断からも除斥されますので違法です。その理由は、次頁に記述している通りです。西川承は、これまでも恒常的に住民監査請求書の監査を不正・不当な手口で却下・棄却しつづけており、この事実を半田市長は、把握・認識しています。従って、半田市が西川承に支給した報酬 10 万円を半田市長は、半田市に返納して、弁償するよう求めます。

＊「住民監査請求書（3 枚）その 1」の内、「2. 請求の理由」、「3. 証拠方法」、については、記載を省略している。

第2 監査の実施

請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して令和 6 年 7 月 12 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■ ■■

また、同日、「令和 6 年 7 月 12 日（金）午前 9 時からの請求人陳述」の提出があり、これを受理した。

第3 監査委員の判断

本住民監査請求において、「議事録の作成・局長の給与の支払いについて、西川委員が判断に加わっていますが、西川委員は、この判断からも除斥されますので、違法です」と記載されているが、西川委員は、すでに通知した住民監査請求の結果で議事録作成に問題がなかったことを伝えているため、違法性はない。また、西川委員と監査委員事務局長は法 199 条の 2 に該当しないため、「局長への給与の支払い」に関する回答に西川委員が合議したことに、違法性はない。

第4 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上